

中国インターネットドメインネーム 登録暫定管理弁法

1997年5月20日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中国インターネットドメインネーム登録暫定管理弁法
(1997年5月20日国务院情報化事務指導グループ事務室公布)

- 第1章 総則
- 第2章 中国インターネットドメインネーム体系の構成
- 第3章 ドメインネーム登録の申請
- 第4章 ドメインネームの登録認可
- 第5章 登録ドメインネームの変更と抹消
- 第6章 付則

第1章 総則

第1条 中国のインターネット健全な発展を保障、促進し、中国のインターネットドメインネームシステムに対する管理を強化するために、本法を制定する。中国国内においてドメインネームを登録する場合は、本法に基づき従う。

第2条 国务院情報化事務指導グループ事務室(以下、国务院情報化事務室と略称する)は中国のインターネットドメインネームシステムの管理機関であり、次の事務に責任を負う。

(1) 中国のインターネットドメインネームの設置・配分及び管理に関する政策と規則を制定すること。

(2) 1級又は2級ドメインネームの管理機関を選定し、権限を与え又は取消すこと。

(3) 各級のドメインネームの登録状況を監督し検査すること。

第3条 中国インターネットセンター(以下、CNNICと略称する)業務委員会は、国务院情報化事務室に協力して中国のインターネットドメインネームシステムに対する管理を行う。

第4条 国务院情報化事務室の権限を得及び指導の下、CNNICはCNNIC業務委員会の日常事務処理機関であり、本法により「中国インターネットドメインネーム登録実施細則」を制定し、かつ中国1級ドメインネームCNに対する管理と運行に責任を負う。

第5条 各級により権限を得る方式を操り、3級以下(3級を含む)のドメインネームに対する管理機関を確定する。各級ドメインネーム管理機関は、その下級ドメインネームの登録に責任を負う。2級ドメインネーム管理機関は、定期的にCNNICに3級ドメインネームの登録簿を提出しなければならない。

第6条 ドメインネームの登録を申請する者は、必ず法により登録し、かつ独立して民事責任を負うことのできる組織でなければならない。

第2章 中国インターネットドメインネーム体系の構成

第7条 中国が国際インターネットセンター(Inter NIC)において正式に登録しかつ運行している1級ドメインネームは、CNである。CNの下に、順次システムを設け、各級

のドメインネームを設置する。

第8条 中国インターネットの2級ドメインネームは、「類別ドメインネーム」と「行政区ドメインネーム」に分ける。

「類別ドメインネーム」は6である。それぞれに、ACは科学研究機構に適用する。COMは、工業、商業、金融などの企業に適用する。EDUは、教育組織に適用する。GOVは政府部門に適用する。NETは、インターネット、加入ネットワークの情報センター（NIC）及び運行センター（NOC）に適用する。ORGは、各種の非営利組織に適用する。

「行政区ドメインネーム」は34であり、中国の各省・自治区・直轄市に適用する。それぞれにBJは北京市、SHは上海市、TJは天津市、CQは重慶市、HEは河北省、SXは山西省、NMは内蒙古自治区、LNは遼寧省、JLは吉林省、HLは黒龍江省、JSは江蘇省、ZJは浙江省、AHは安徽省、FJは福建省、JXは江西省、SDは山東省、HAは河南省、HBは湖北省、HNは湖南省、GDは広東省、GXは広西壮族自治区、HIは海南省、SCは四川省、GZは貴州省、YNは雲南省、XZはチベット自治区、SNは陝西省、GSは甘肅省、QHは青海省、NXは寧夏回族自治区、XJは新疆ウイグル自治区、TWは台湾、HKは香港、MOはマカオである。

第9条 2級ドメインネームの増設、取消し、名称変更は、CNNIC業務委員会が提案し、国務院情報化事務室の承認を得た後に公布する。

第10条 3級ドメインネームの名称の原則は次の通りである。

(1) 3級ドメインネームの用語は、字母（A-Z、a-z）、数字（0-9）及び接続符号（-）から構成される。各級ドメインネーム間はポイント（.）によりつながり、3級ドメインネームの長さは20字母を超えてはならない。

(2) 特別な原因がない場合は、申請者の英語名称（又は略称）或いは漢文の英字綴（又は略称）を3級ドメインネームとして、ドメインネームの明確性及び簡潔性を保持する。

第11条 3級以下（3級を含む）のドメインネームの名称に関する制限原則は次の通りである。

(1) 国家関係部門の正式な認可を得ていない場合は、「CHINA」、「CHINESE」、「CN」、「NATIONAL」などを含むドメインネームを使用してはならない。

(2) 公衆に知られているその他の国家又は地区の名称、外国の地名、国際組織の名称を使用してはならない。

(3) 各級地方政府の認可を得ていない場合は、県級以上（県級を含む）行政区域名称或は略称を使用してはならない。

(4) 業界の名称或いは商品の通用名称を使用してはならない。

(5) 他人が中国において登録している企業名称或いは商標名称を使用してはならない。

(6) 国家、社会或いは公共利益に損害をきたす名称を使用してはならない。

第3章 ドメインネーム登録の申請

第12条 申請者は一級上のドメインネームを選択する権利を有する。「類別ドメインネーム」の下にドメインネームを申請する者は、当該者の性質に基づき、相応の二級のドメインネームの下にドメインネームの登録を申請する。

第 13 条 ドメインネームの登録を申請する場合は、一級上のドメインネーム管理機関に申請を提出しなければならない。

第 14 条 ドメインネームの登録を申請するにあたって、以下に記載する条件を備えなければならない。

- (1) 登録を申請するドメインネームは、本法の各項規定に符合すること。
- (2) その主なドメインネームに係わるシステムは、中国国内において運行し、かつ当該ドメインネームに連続的なサービスを提供できること。
- (3) 当該のドメインネームの管理人および技術連絡者各 1 名を指定し、かつそれぞれ当該等級のドメインネームにかかわるシステムの管理と運行業務に責任を負う。

第 15 条 ドメインネームの登録を申請するにあたって、以下に記載する文書と証書を提出しなければならない。

- (1) ドメインネーム登録申請書。
- (2) 本組織の証明書。
- (3) 取扱い者の身分書の写し。
- (4) 法により受領した登記証書の写し。

第 16 条 ドメインネームの登録申請書には、少なくとも以下に記載する内容を含まなければならない：組織の名称（中国語名称、英語及び英字綴の名称と略称を含む）、組織の所在地、組織の責任者、ドメインネームの管理人と技術連絡者、取扱人、連絡先、電話、電子メール受取人、主・補助ドメインネームシステムの設備名称及び所在地、ネットワーク所在地、設備の型号及び操作システム、申請するドメインネーム、理由、用途及びその他の事項。

第 17 条 申請者の名称は印鑑、関係証明書と一致しなければならない。

第 18 条 登録申請は、電子メール、ファクス、郵便などの方式により提出することができ、その後 30 日以内にその他の方式により第 15 条の定めるすべての書類を提出しなければならない。申請期日は最初の登録申請書の受取日を基準とする。30 日以内に第 15 条に列挙するすべての書類を受取っていない場合は、当該申請は自動的に失効する。

第 19 条 申請者の責任は次の通りである。

- (1) 申請者は中国の連絡ネットワークに対する管理法規を遵守しなければならない。
- (2) 申請者は自分の選択したドメインネームに責任を負う。
- (3) 申請者はその申請書類の内容の真実性を保証しなければならない。かつ申請者はその知るかぎりの範囲において、その選定するドメインネームの登録についてはいかなる第三者の利益も侵害しない。申請者は、当該ドメインネームの登録申請がいかなる不法な目的にも用いられないことを保証する。
- (4) 申請が認可された後、申請者は当該登録ドメインネームの管理組織となって、本法に従い当該ドメインネームに対し管理と運行を行わなければならない。

第 4 章 ドメインネームの登録認可

第 20 条 「先に申請し、先に登録する」原則に基づきドメインネームの登録を受理する。ドメインネームの仮登録申請は受理しない。

第 21 条 登録を申請するドメインネームと提出した文書が本法の規定に符合した場合は、ドメインネーム管理機関は第 15 条に定める書類を受取った日から 10 日以内に、認可登録及び開通運行を完成し、かつドメインネーム登録証書を発行しなければならない。

第 22 条 登録を申請するドメインネームと提出した文書が本法の規定に符合していない場合は、ドメインネームの管理機関は第 15 条に定める書類を受取った日から 10 日以内に、申請者に通知する。申請者は 30 日以内に当該申請文書を改訂しなければならない。期限を超えても返答がなく、或いは提出した文書が依然として本法の規定に合致しない場合は、当該申請は自動的に失効する。

第 23 条 各級のドメインネームの管理機関は、国家工商行政管理部門及び商標管理部門に利用者のドメインネームが登録商標或いは企業名称と混同するかどうか又は第三者の権益を侵害しているかどうかを諮問する責任を負わない。いかなる混同により生じる紛争も、申請者が自ら処理し、かつ法的責任を負わなければならない。ある 3 級ドメインネームが中国国内において登録した商標或いは企業名称と混同し、かつ登録ドメインネームが登録商標或いは企業名称の所有者により所持されていない時、当該登録商標或いは企業名称の所有者がそれに対し異議を提出していない場合は、ドメインネームの所持者は引き続きそのドメインネームを使用することができる。もし、登録商標或いは企業名称の所有者が異議を提出した場合は、当該登録商標権或いは企業名称権を有することを確認した日から、30 日以内に各級のドメインネームの管理機関はドメインネームの所持者のためのドメインネームのサービスを保留する。30 日後には、ドメインネームのサービスが自動的に停止する。その間の一切の法的責任及び経済紛争は、各級のドメインネームの管理機関と関係しない。

第 5 章 登録ドメインネームの変更と抹消

第 24 条 登録ドメインネームは変更或いは抹消することができる。ただし譲渡或いは売買をしてはならない。

第 25 条 登録ドメインネーム又はその他の登録事項の変更を申請する場合は、ドメインネーム登録申請書及び第 15 条に定める文書を提出し、かつ原ドメインネーム登録証書を返還しなければならない。

ドメインネーム管理機関の認可を経た後、原ドメインネームの登録証を変更、発給して、かつ 10 日以内に開通をする。

第 26 条 登録ドメインネームの抹消を申請する場合は、ドメインネーム登録申請書及び第 15 条に定める文書を提出し、かつ原ドメインネーム登録証書を返還しなければならない。

ドメインネーム登録機関の認可を経た後、当該ドメインネームの運行を停止し、かつドメインネームの登録証書を回収する。

第 27 条 登録ドメインネームに対し年度検査制度を実施し、各級ドメインネームの管理機関が実施に責任を負う。

第 6 章 付則

第 28 条 中国国内において中国の連結ネットワークに加入して、その登録した 1 級ドメインネームが CN でない場合は、CNNIC に届出をしなければならない。

第 29 条 ドメインネームの登録及びその他の事務を取扱う場合は、運行管理料を納付する。具体的な料金基準は、別に定める。

第 30 条 本法は国务院情報事務室が解釈に責任を負う。

第 31 条 本法は公布日から施行する。